平成２９年（フ）第８０号
福岡県春日市須玖北１丁目39番地
破産者　才塚　幸徳
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４号
青森県つがる市木造平滝宝滝76番地１
破産者　安田　光彦
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
青森県五所川原市字芭蕉53番地16
破産者　土岐　清和
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
神奈川県横須賀市東逸見町２丁目16番地
破産者　國分　　守
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第６７３号
兵庫県尼崎市大西町３丁目17番18―605号、前住所神戸市中央区海岸通５丁目２番20―802号
破産者　岡　　正浩
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５１２号
福岡市早良区内野５丁目14番３号
破産者　松山　眞吾
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６１８号
札幌市西区二十四軒３条４丁目５番26号　ララコム24Ａ―101号
破産者　馬場　博昭
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０８７号
札幌市豊平区中の島２条12丁目１番17―103号
破産者　田中　　豊
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５号
福島県いわき市大久町大久陣場65―42　清水建設大久宿舎Ｃ―102、住民票上の住所青森市大字高田字朝日山609番地15
破産者　野呂　厚志
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
青森県北津軽郡板柳町大字小幡字柳田15番地８
破産者　石岡　育子
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
青森県三戸郡階上町大字道仏字榊山９番地１
破産者　佐藤　弘子
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
青森県八戸市大字沢里字鹿島沢28番地81
破産者　石田　貴義
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第６５８号
仙台市泉区長命ケ丘６丁目３番地の39　セジュールエム101、従前の住所仙台市青葉区赤坂３丁目12番地の10
破産者　庄子　正浩
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
仙台市太白区芦の口９番１号　芦の口市営住宅１棟202
破産者　朝久　重美
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７４号
茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴2247番地187
破産者　鈴木　　努
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７８号
茨城県笠間市箱田573番地３
破産者　山本　　準
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３２９号
茨城県東茨城郡城里町大字那珂西2531番地（那珂西団地Ａ―２―２）
破産者　大関　啓子
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１９０号
京都府与謝郡伊根町字平田31番地、開始決定時の住所埼玉県草加市新栄４丁目1000番地新栄町団地３―７―404
破産者　兵恵　利和
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３２４号
埼玉県草加市松原５丁目14番９号　スカイコート103号、開始決定時の住所埼玉県草加市清門２丁目６番地10
破産者　田鎖きよ江
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係